

Title	宋代における媽祖信仰の実像
Author	王 燕萍
Citation	都市文化研究. 22 卷, p.24-38.
Issue Date	2020-03
ISSN	1348-3293
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科：都市文化研究センター
Description	
DOI	10.24544/ocu.20200601-007

Placed on: Osaka City University

宋代における媽祖信仰の実像

王 燕 萍

◆要 旨

本稿は媽祖の同時代史料をもとに、宋代における媽祖信仰の実像を解明する試みである。

北宋初期、福建沿海地域にある興化軍に属した湄洲嶼において人の禍福を予知できる女巫は死後、神格化され、湄洲神女として祀るようになり、発展しつづける。北宋中後期、朝廷から廟額「順濟」を賜り、興化軍内莆田県、仙游県に二つの祠廟が建てられた。

南宋に入ると、湄洲神女信仰は更なる発展を遂げた。朝廷からの勅封から見ると、南宋までには計十一回で封号を加贈され、爵位も「夫人」から「妃」へ昇格された。さらに、総計二十四カ以上の祠廟が建てられた。これらの祠廟は空間的に二つの特徴が現している。一つは福建沿海地域、広東沿海地域、江浙・江淮沿海地域という三つの地域に集中して分布している。もう一つはほぼ全部の祠廟が沿海港口市鎮と入海内河の沿岸に位置している。

宋代に現れた靈驗事跡から見ると、後世に海神や船神と認められる媽祖は雨乞い、晴れ乞い、疫病払い、禍福予知、海寇抵禦、海の風向調節、海航守護、対金水戦援助、海潮食い止めなどの多様な職能を担い、地方保護神として機能していたと看做すことができる。そして、起源地から他地域への伝播ルートを分析すると、士人、水軍、商人が媽祖信仰の主な伝播者となり、特に興化軍を根拠地とする本地商人、興化軍を経由する海商の役割が重要であることが確認された。

キーワード：福建沿海地域、媽祖信仰、勅賜、祠廟分布、伝播

(2019年8月30日論文受付, 2019年11月8日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

一、はじめに

媽祖は宋代に起源をもち、元明清代を経て海神として認められてゆく。その信仰の範囲は、福建沿海地域を中心として広東、浙江、台湾、香港、マカオ、さらに日本、ベトナムなどの東南アジア地域にまで及んでいる¹⁾。学界では媽祖信仰に寄せる関心は絶えることがなく、多くの研究の蓄積がある。これまでの研究成果は主に媽祖に関する歴代の文献史料の蒐集整理、媽祖信仰の起源と発展についての歴史的考証、明清以降の媽祖信仰についての民俗学的、人類学的考察に分けられる。その代表的な成果を挙げると、李献璋、肖一平、蔣維鈸などの学者は宋代以降の正史、碑記、詩文、地方志などの文献から媽祖信仰に関する記載を網羅的に蒐集し、重要な資料集を

編纂した²⁾。そして、李献璋、徐晓望、許更生などの学者は媽祖信仰の起源と発展過程について歴代朝廷の勅封、祠廟の建立と分布を主にして歴史的考証を行い、媽祖信仰の全体像を示している³⁾。民俗学、人類学においては祭祀圏、信仰圏、祭祀儀式、社会構造等の視角から媽祖信仰を研究し、明清以降媽祖信仰が地域社会に与えた影響を解明している⁴⁾。

しかし、先学の研究では宋代の史料の不足を理由として、元明清時代に編纂された文献を用いて宋代における媽祖信仰の発展実態を復元した事例が多く見られる。もちろん、元代程端学の「靈濟廟事跡記」、明清代の「天妃降誕本伝」、『天妃顯聖録』、『勅封天后志』は元代以降媽祖信仰の発展史、伝説の構築などの問題に有益な資料として利用できるが、これらを通じて宋代の実態を理解

すると誤謬が生じてしまうことも少なくない。従って、できるだけ同時代の史料に照らして、事実と伝説の違いを整理し、宋代における媽祖信仰の発展の実態とその特質を解明することが求められる。

また、先学の研究では、地域ごとに、媽祖信仰の発展を考察して、宋代の媽祖信仰の全体像の解明に努めているが、その起源地、祠廟の分布、機能と信仰者の主体、伝播の要因について更なる追究の余地が残されている⁵⁾。

本稿では宋代に焦点を定め、同時代の史料に基づき、媽祖信仰の起源、勅封、祠廟の分布を全体的に把握するとともに、さらに媽祖信仰の空間分布の特徴およびその形成要因について検討を加えることとする。

二、北宋における媽祖信仰の起源および廟額の勅賜—湄洲神女祠から順濟廟へ—

媽祖信仰は北宋に誕生する。媽祖信仰の初期状況に関する記録は極めて不足しており、媽祖の生前事跡を明らかにすることは難しい。明清以降、『天妃顯聖録』、『勅封天后志』をはじめとして多種多様な関連書物が編纂され、詳細な媽祖伝説が作り出された。そうした伝説は明清以降の媽祖信仰の発展状況を反映しているが、これらの記述をそのまま利用すると、媽祖の生前事跡を解明する上での誤謬を生じさせることとなる。その結果として、現在、学界では媽祖の出身地、家柄、生前活動についての意見が多岐に分かれるようになった⁶⁾。従って、本稿では宋代史料に基づいて、媽祖の生前事跡及び初期伝説を再検討する。

今残された媽祖信仰に関する最も早い記録は北宋のものではなく、南宋紹興年間（1131～1162）、廖鵬飛によって撰述された「聖墩祖廟重建順濟廟記」である⁷⁾。「聖墩祖廟重建順濟廟記」は次のように述べている。

郡城東寧海之旁，山川環秀，為一方勝景，而聖墩祠在焉。墩上之神，有尊而嚴者曰王。有暫而少者曰郎，不知始自何代。獨為女神人壯者尤靈，世傳通天神女也。姓林氏，湄洲嶼人。初，以巫祝為事，能預知人禍福。既歿，眾為立廟於本嶼。

興化軍の城東の寧海の付近にある聖墩祠には三つの祀神が祀られている。その一つが「通天神女」と称される女性神である。神女は林氏で、湄洲嶼の人である。生前は巫祝として人の禍福を予知できる者であった。歿した後、民衆は彼女のために湄洲嶼に祠廟を立てた。

つまり、媽祖は生前、巫祝を職とし、死後に郷里に祀られた。こうした記述は南宋末まで継承されている。例えば、黄公度の「題順濟廟」詩に、「平生不厭混巫媼，已死猶能效國功」⁸⁾、『(寶祐)仙溪志』の「三妃廟」条

に、「順濟廟，本湄洲林氏女，為巫能知人禍福，歿而人祠之」⁹⁾，また李俊甫『莆陽比事』の「神女護使」条に、「湄洲神女林氏，生而神靈，能言人休咎，死廟食焉」¹⁰⁾，丁伯桂「(艮山)順濟聖妃廟記」に「神莆陽湄洲林氏女，少能言人禍福。歿，廟祀之。號通賢神女，或曰龍女也」¹¹⁾とあるように、彼らの湄洲神女の生前事跡に関する記述は廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」に類似している。

その中の丁伯桂の記事によると、通賢神女を「龍女」と認め始める。一般的には、龍王は各地の河や湖や泉や池などに棲み、水を統制する神と看做されている。海島に生まれた通賢神女は航運などの水に関わる役割が強くなるにつれ、龍女として認めるようになったと考えられる。淳祐年間（1241～1252）、莆田県出身の李丑父は頼まれて廟記を書いているが、靈惠妃を龍種と看做し、龍はどこにでも宿るので、靈惠妃はどこにでも安置できるはずであると述べ、鎮江の靈惠妃廟の正当性を説明した¹²⁾。

以上の史料では媽祖の生存年を言及していなかったが、劉克莊は「風亭新建妃廟」に、「妃以一女子與建隆真人同時奮興，去而為神，香火布天下，與國家祚運相為無窮」¹³⁾と記述しており、湄洲神女は五代・北宋の交替期に生きた人物であるとの伝説が作られた¹⁴⁾。

ここまで見てきたように、南宋までに湄洲神女の五代末・北宋期に生きた湄洲嶼の巫祝林氏であるという生前事跡は作りあげられた。元代以降、新たな物語が作り出された。例えば、元代明州出身の程端学は「靈濟廟事跡記」に、林氏は莆田都巡君の娘であり、三十歳ぐらいに亡くなったと書いている¹⁵⁾。明清以降は湄洲神女の生前事跡に関する伝説はますます詳細に作られてゆき、「天妃降誕本伝」のような編纂物が出されることとなった。

次は朝廷からの勅賜を見てゆく。

『宋会要輯稿』礼二〇之六一の「神女祠」条に「莆田縣有神女祠，徽宗宣和五年八月賜額順濟」と記されている。これは湄洲神女とその祠廟に対する初めての勅賜であり、その対象は「莆田県神女祠」としていた。前述の廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」では、林氏神女の没後、湄洲嶼に祠廟が建てられた。要するに、宣和年間（1119～1125）朝廷から廟額を賜った「莆田県神女祠」はこの湄洲嶼に建てられた祠廟であることがわかる。

また、宋末元初の黄仲元は「聖墩順濟祖廟新建蕃釐殿記」に、「按舊記，妃族林氏，湄州故家有祠，即姑射神人之處子也」と記した¹⁶⁾。ここの「湄州故家」の祠廟は「莆田県神女祠」を指していると考えられる。そのほか、南宋に編纂された地理総志『方輿勝覽』にも、「在海島上，舟人皆敬事之」と記している¹⁷⁾。莆田県湄洲嶼にある、林氏の旧居に建てられた神女祠が媽祖を祭った最も早い祠廟と認めることができよう。

しかし、廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」では、「順濟」の廟額は聖整祠に対して与えられたと言っている。南宋期の史料、例えば丁伯桂「(良山) 順濟聖妃廟記」、『夢梁録』等では、この神女祠の存在を無視して、聖整(墩、堆、屯)祠を最初の祠廟とした¹⁸⁾。以下では聖整祠の建立状況を分析して最初の祠廟の問題を確認する。

元祐元年(1086)、興化軍の城東の寧海の近くにある聖墩に、祠廟が建てられた。廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」では祠廟の建立の経緯を以下のように記している。

聖墩去嶼幾百里。元祐丙寅歲，墩上常有光氣夜現，鄉人莫知為何祥。有漁者就視，乃枯槎，置其家，翌日自還故處。當夕遍夢墩旁之民曰：「我湄洲神女，其枯槎實所憑，宜館我於墩上。」父老異之，因為立廟，號曰聖墩。¹⁹⁾

聖整は湄洲嶼から何百里ほど離れている。元祐丙寅(1086)に、聖整では夜に光が現れることがしばしば起こった。漁民が調べにいったところ、「枯槎」(即ち枯れ木)が見つかった。この「枯槎」を家に置いたが、翌日は元のところに戻った。その日の夜に、聖整の住民は「私は湄洲神女で、その枯槎に憑依している。私を聖整に安置するように。」という、神のお告げの夢を見た。そして、父老は祠廟を立て、聖整と号させた。

丁伯桂「(良山) 順濟聖妃廟記」にも、同様な靈異事跡が載っている²⁰⁾。つまり、聖整祠は湄洲嶼の神女廟以外に、建てられた祠廟である。聖整祠は最も早い祠廟ではないが、「祖廟」と呼ばれている。その原因について、廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」には以下の説明がある。

或曰：「舊尊聖墩者居中，暫而少者居左，神女則西偏也。新廟或遷於正殿中，右者左之，左者右之，牲體乞靈於祠下者，寧不少疑？」鵬飛曰：「神女生於湄洲，至顯靈跡，實自此墩始。其後賜額，載諸祀典，亦自此墩始。安於正殿宜矣。」昔秦伯廟在蘇臺西，延陵季子像設東面，識者以為乖典禮，遂命改之。鵬飛謂李侯之作是廟，不惟答神麻，亦以正序位云。²¹⁾

この記述から見ると、もとより聖整祠には三つの神が祀られている。「聖墩者」は中殿(即ち正殿)に、「暫而少者」は左殿に、湄洲神女は西殿に置かれていた。紹興二十年(1150)の李侯(即ち李富)の主事した重修の際では、湄洲神女を西殿から正殿に安置し、聖整祠の主神とした。廖鵬飛は、湄洲神女が聖整に初めて靈験を現し、そのあとの廟額の勅賜および祀典に記載されたのが聖整祠から始まったことを理由として、湄洲神女の主神の地位を主張した。同様な理由で、廖鵬飛、李富をはじめとする聖整周辺の人が聖整祠を祖廟として主張したと考えられる。

また、廖鵬飛は廟額の勅賜は聖整から始まったと主張した。その原因について、廟額の勅賜の経緯を確認する。『宋会要輯稿』には勅賜の経緯が記録されていないが、

南宋の媽祖関連史料では、宣和年間(1119~1125)高麗出使の際に靈験を現したことにより、帰国した使者は廟額の勅賜を申請し、結果として「順濟」廟額を賜ったと明記している。

廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」では、次のように記されている。

歲水旱則禱之，癘疫崇則禱之，海寇盤互則禱之，其應如響。故商舶尤借以指南，得吉卜而濟，雖怒濤洶湧，舟亦無恙。寧江人洪伯通，嘗泛舟以行，中途遇風，舟幾覆沒，伯通號呼祝之，言未脫口而風息。既還其家，高大其像，則築一靈於舊廟西以妥之。宣和壬寅歲也。越明年癸卯，給事中路允迪使高麗，道東海，值風浪震蕩，舳艫相沖者八，而覆溺者七，獨公所乘舟，有女神登檣竿，為旋舞狀，俄獲安濟。因詰於眾，時同事者保義郎李振，素奉聖墩之神，具道其詳。還奏諸朝，詔以“順濟”為廟額。²²⁾

湄洲神女は聖整に建てられて祀られるようになって、民衆は水害、旱魃、疫病、海寇に遭遇した際に、湄洲神女に祈祷し、いつも神女の靈験を受けた。南方に商売をする者は神女に祈祷して占い、吉を得てから海に出発する。寧江人の洪伯通は海航中、強風に遭った際、湄洲神女を大声で呼んで祈祷し、船が転覆して沈む危機を免れた。帰ると、彼は塑像を作って廟の西殿に安置した。これは宣和壬寅(1122)のことであった。翌年(1123)、路允迪は高麗に出使するように命令された。東海を経由したとき、強風巨浪に遭い、八艘の舟の中、路公の載っていた船のみが女神の顯靈によって無事であった。同行者に聞いたところ、保義郎の李振はいつも聖整の神を信奉しており、聖整の神の詳細を述べた。路允迪は帰った後、朝廷にこの靈験事跡を上奏した。そして、廟額「順濟」が勅賜された。

丁伯桂「(良山) 順濟聖妃廟記」にも類似の叙述があった²³⁾。実際に、南宋の各廟記だけではなく、朝廷によって靈恵妃に封じられた際の勅詞にも「服朱衣而護鷄林之使」と書かれている²⁴⁾。つまり、高麗への使者の航海安全を護った事跡は南宋において広く認識され、朝廷側にも認められたのである。

ところが、北宋において湄洲神女が宣和年間(1119~1125)の高麗出使に靈験を現した記述はない。『宣和奉使高麗図経』は国信使として宣和高麗出使に同行した徐競が帰国した後、朝廷に呈上した出使記録である。その中に、往復の海路日程を記録した「海道」部分には、高麗から明州に着く途中、黄水洋において徐競の乗った船は海難に遭い、全員断髪して祈祷したところ、吉兆が現れ、無事に明州定海県に到着したという。建州人の徐競は福州の演嶼神が靈験を現したと信じた²⁵⁾。その後、宣和高麗出使の一行に靈験が現れたと認められる明州東海神、福州演嶼神は朝廷から勅封された²⁶⁾。しかし、

湄洲神女、聖壑祠に関連する記述はない。廖鵬飛は廟記を書いた際に、何故、神女護使と廟額の勅賜の記事を書き込んだのであろうか。

廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」では莆田県出身の李振はいつも聖壑の神を奉祀しており、路允迪に神の詳細を告げたと書いている。しかし、白塘李氏の族譜以外に、李振の生涯事跡についての記載はない。『寧海白塘李氏族譜』によると、李振は李富の族兄である²⁷⁾。李富は莆田県の郷賢であり、後世に先賢祠に祀られた²⁸⁾。紹興年間（1131～1162）、李富をはじめとする聖壑の有力者と信仰者は、聖壑祠を重建し、神女を主神の地位に正した。同時に、彼らは聖壑祠の地位を高めるために李振の事跡と廟額の勅賜の話を作り出したと推測できる。現存する史料では、確言することはできないが、一つの可能性としては、紹興年間（1131～1162）以降、当地の人と共に、廖鵬飛が廟記を執筆したとき、湄洲神女祠の衰微に伴い、聖壑祠の祖廟の地位を主張するため、「枯槎憑依」による立廟の経緯と賜額の靈異事跡を作り出した。もちろん、南宋以降、湄洲神女が宣和高麗出使に靈験を現した事跡は官界でも民間でも広く認められる²⁹⁾。それに、『宋会要輯稿』礼二〇之五一の「張天師祠」条のなかで、「寧海鎮順濟廟靈惠夫人」として朝廷から封号を授与されているように、南宋において、聖壑祠は重要な地位を占めていたことが推測できる。

北宋において、湄洲神女信仰はすでに莆田県を越えて、隣県へ広がっている。史料から確認できるのは、仙游県風亭市に湄洲神女を祀る祠廟が創始されたことである。

劉克莊は「風亭新建妃廟」で風亭の神廟の建立を以下のように遡って記述している。

風亭十里有溪達海。元符初，水漂一爐遡沿，而感夢曰：「湄洲之神也。」迎致錦屏山，山草創數楹祀，既而問灾祥者，禱水旱者，遠近輻輳。舊宇庳甚，觀瞻不肅。³⁰⁾

風亭は溪流を經由して海に出ることができる。元符（1098—1100）初年、香炉が海から遡って風亭に漂ってきた。郷民は夢の中で神が湄洲の神であるとわかった。そこで、民衆は香炉を錦屏山に迎えて、祠廟を立てて奉仕し始めた。禍福を問う人や、雨乞い・晴れ乞いの祈祷する人は遠近から集まってきた。この祠廟は狭くて肅然としていないが、こうして風亭は湄洲神女を祀り始めることとなった。

本節では北宋における湄洲神女信仰の初期発展について、生前事跡、祖廟の建立、廟額の勅賜の経緯、祀神の性格、祠廟の分布などの点を整理した。現存の史料から見れば、湄洲神女はもとより五代末・北宋初期に莆田県湄洲嶼に生きた女巫であり、亡くなったのちに祠廟が建

てられた。北宋中後期、興化軍内の莆田県寧海聖壑、仙游県風亭に二カ所の祠廟が建てられた。宣和年間に「順濟」の廟額を勅賜された。勅賜の原因は宣和年間の高麗出使に靈験を現したことにあることが広く認められたのである。靈験事跡から見ると、湄洲神女は雨乞い、疫病払い、海寇の抵禦、海航の護り、禍福の予知などを担い、興化軍の地方保護神となっている。

三、南宋における媽祖信仰の発展および封号の勅賜—靈惠夫人から聖妃へ—

南宋において媽祖信仰は更なる発展を遂げていく。次は封号の勅賜とその経緯を手掛かりにし、南宋末までの媽祖信仰の発展状況について考察する。

まず、紹興年間（1131～1162）において湄洲神女は二回で封号を賜った。『宋会要輯稿』礼二〇之六一「神女祠」条、礼二〇之五一の「張天師祠」条、礼二一之三「順濟廟」条によれば、紹興二十六年（1156）十月に靈惠夫人に封じられ、紹興三十年（1160）十二月に、「昭応」の封号が加えられた。

丁伯桂は「（良山）順濟聖妃廟記」で、以下のように紹興年間の勅賜と靈験事跡をまとめている。

紹興丙子，以郊典封靈惠夫人。逾年，江口又有祠。祠立二年，海寇憑陵，效靈空中，風掣而去。州上厥事，加封昭應。其年白湖童邵，一夕夢神指為祠處。丞相正獻陳公俊卿聞之，乃以地券奉神立祠。于是白湖又有祠。³¹⁾

紹興丙子（1156）の郊祀の恩例に従い、湄洲神女は「靈惠夫人」に封じられた。翌年の紹興二十七年（1157）に江口で祠廟が建てられた。二年後、即ち紹興二十九年（1159）頃、海寇が横行した際に、湄洲神女が空中に靈異を現してくれたおかげで、海寇は大風に連れ去られた。当州はこの靈験事跡を上申した。結果として、「昭応」の封号が加封された。同年、即ち紹興三十年（1160）に、白湖の童邵は神が廟地を指す夢を見た。そこで、莆田県白湖出身の陳俊卿は土地を寄付して、白湖に祠廟を建てさせた。

ここで「靈惠夫人」、「昭応」の勅賜の経緯が明らかになり、封号に勅賜された前後に、江口、白湖に湄洲神女を祭る祠廟が建てられたことがわかった。

その後、宋孝宗乾道三年（1167）正月、「崇福」の封号を加えられた³²⁾。丁伯桂「（良山）順濟聖妃廟記」では以下のように書いている。

時疫，神降且曰：「去潮丈許，脉有甘泉，我為郡民續命于天，飲斯泉者立痊。」掘泥坎，甘泉涌出。請者絡繹，朝飲夕愈。鰲為井，號聖泉。郡以聞，加封

崇福。³³⁾

疫病が流行したとき、神は身を現して、甘泉の場所を郡民に伝えた。郡民は泉水を掘り出して飲み、疫病を治した。そして井戸を作って、「聖泉」と名付けた³⁴⁾。当郡はこの靈驗事跡を上申し、「崇福」に加封された。

次に「善利」、「靈惠妃」の封号を賜った。丁伯桂「(良山) 順濟聖妃廟記」によれば、

越十有九載，福興都巡檢使姜特立捕寇舟，遙禱響應。上其事，加封善利。淳熙甲辰民當，葛侯郭禱之。丁未旱，朱侯端學禱之。庚戌夏旱，趙侯彥勳禱之。隨禱隨答。累其狀聞于兩朝，易爵以妃，號靈惠。

とある³⁵⁾。丁伯桂の記述では、姜特立の事件を十九年後、即ち淳熙十三年(1186)にしていたが、その直後に淳熙甲辰(1184)の靈驗事跡を書いている。つまり、姜特立の事件は淳熙甲辰十一年(1184)の前に起こったはずであり、「越十又九載」とした記事は誤っているのだろう。

『宋史』の「姜特立列伝」と『宋史全文』を参照すれば、姜特立は淳熙十年(1183)三月に、福建路兵馬副都監に任じられ、泉南を犯した海賊の姜大獠を捕まえた³⁶⁾。そうすると、「善利」の勅賜は淳熙十年(1183)に行われたと考えられる³⁷⁾。

さらに、丁伯桂によると、淳熙甲辰(淳熙十一年、1184)、淳熙丁未(淳熙十四年、1187)、紹熙庚戌(紹熙元年、1190)に、興化軍知軍の葛郭、朱端学、趙彦勳は旱魃払いの祈禱を行い、靈驗を受けた³⁸⁾。この三件の雨乞い事跡によって、紹熙三年(1192)に、湄洲神女は「夫人」から「妃」へ昇格し、「靈惠妃」に勅封された。

この際に下された勅制「興化軍莆田縣順濟廟靈惠昭応崇福善利夫人封靈惠妃」は樓鑰によって執筆された。その内容は以下のようである。

敕：明神之祠，率加以爵。婦人之爵，莫及于妃。倘非靈響之著聞，豈得恩榮之特異？具某神壺彝素飭，廟食愈彰。居白湖而鎮鯨海之濱，服朱衣而護雞林之使。舟車所至，香火日嚴。告賜便蕃，既極小君之寵。禱祈昭答，遂超侯國之封。仍靈惠之舊稱，示褒崇之新渥。其祇朕命，益利吾民。³⁹⁾

ここから見ると、「靈惠妃」の勅賜は白湖順濟廟を対象としたことが分かった。これは『宋会要輯稿』の記録と一致している⁴⁰⁾。

「靈惠妃」に封じられた後、湄洲神女は聖妃と呼ばれ、祠廟は聖妃廟と称されることになった。

六年後、「靈惠妃」はまた新たな封号を受けた。『(咸淳) 臨安志』卷十三祠祀の「順濟聖妃廟」条によれば、慶元四年加助順、勅曰：「古以女神列祀典者，若湘水之二妃，北阪之陳寶，西宮之少女，南嶽之夫人，以至丁婦滕姑，亦皆廟食。夫生不出於閨門，而死乃祠於百世，此其義烈有過人者矣。靈惠妃宅於白湖，福此閩粵，雨暘稍愆，靡所不應。朕惟望舒耀魄，其

名月妃；川祇静波，其名江妃。爾之封爵既曰妃矣，增錫美號，被之綸渙，崇大褒顯。凡以為民，尚體異恩，以永厥祀。」

とある。慶元四年(1198)、「助順」の封号が加えられた。その勅制では、靈惠妃は白湖に住み、閩粵地域に福を授けている。雨天、晴天の不順の時、いつも祈禱に答えてくれる。この勅制から見ると、靈惠妃は雨乞い、晴れ乞いに靈驗を現したため、封号を賜ったことが推測できる。

これは丁伯桂「(良山) 順濟聖妃廟記」から確認できた。丁伯桂は、

慶元戊午，甌閩列郡苦雨。莆三邑有請于神，獲開霽，歲事以豐。朝家調發閩禺舟師平大奚寇，神著厥靈，霧瘴四塞，我明彼晦，一掃而滅。開禧丙寅，金寇淮甸，郡遣戍兵，載神香火以行。一戰花鑿鎮，再戰紫金山，三戰解合肥之圍。神以身現雲中，著旗幟，軍士勇張，凱奏以還。莆之水市，朔風彌旬，南舟不至。神為反風，人免艱食。海寇入境，將掠鄉井，神為膠舟，悉就擒獲。積此靈祝，郡國部使者陸續奏聞。慶元四年，加助順之號。嘉定元年，加顯衛之號。十年加英烈之號。威德無窮，典實有限，不極不止。

と書いている⁴¹⁾。慶元戊午(1198)に、福建地域は長雨に苦しんでおり、興化軍轄下の三県は靈惠妃に祈禱したところ、晴れるようになり、当年も豊作であった。これは勅制の記述と一致している。

それに、丁伯桂はこの晴れ乞いの靈驗事跡を大奚寇への鎮圧、金寇への抵禦、水市の風向の調節、海寇への鎮圧と併せて、「助順」、「顯衛」、「英烈」を勅賜の理由としている。嘉定元年(1208)に、「顯衛」に、嘉定十年(1217)に「英烈」に封じられたことが確認できるが、どの顯靈事跡がどの封号の勅賜に繋がっているのかについてははっきりしていない。

次に、この四件の靈驗事跡を検討する。

まず、大奚寇への鎮圧事件を見てゆく。この廟記では、朝廷は閩禺水軍を派遣して大奚寇を平らげた際に、聖妃は靈驗を現し、霧と瘴気があちこちを塞ぎ、我が方は明るく敵側は暗く、寇盜は一掃して滅ぼされた」と記している。しかし、大奚寇事件において聖妃が靈驗を現したかどうかについて今までの研究では異なる意見がある。例えば、李献璋は、聖妃が大奚寇事件に靈驗を現したことは丁伯桂、程端学が敷衍した物語であって、事実ではないと指摘した⁴²⁾。徐曉望は大奚寇事件が重大なため、福建水軍が参与したはずであるが、大奚寇事件は残酷な事件で、湄洲神女の靈驗事跡とされることが不適當であるので、勅制にこの靈驗事跡をわざと書き漏らしたと推測した⁴³⁾。しかし、徐曉望は大奚寇事件の福建水軍の参与についての確実な史料を示していない。

実は、南宋中期の嘉定～寶慶年間(1208～1227)に編纂された『輿地紀勝』の卷八十九の「大奚山」条には正

史に比べてより詳細な情報を提供している。その中に、大奚山『南海志』：「在東莞縣海中，有三十六嶼，居民以魚鹽爲生。」『朝野雜記』云：「大奚山者，在廣東島中。慶元三年提舉徐安國捕鹽，島民嘯聚爲盜，劫高登爲首，殺平民百三十餘人。經畧雷濠與安國素有隙，以生事聞於朝，盡執島民戮之，無噍類。詔罷安國，以錢之望知廣州。」象之嘗聞婺之士友鄭岳云：「岳曾作館于廣州。是時賊勢猖獗，福州有延祥寨水軍，海寇畏之。錢帥申請于朝，乞差延祥將官。商榮將兵以往。而大奚山之人用木支格以釘海港，官軍不知蹊徑，竟不能入。而島民盡用海舟載其弩，以廣州州兵敗止。再潮達城下，州民散避賊。會官船水手者善跳船，與賊首之船遇，乃從檣竿上飛過，斫斷其帆索，帆墜，船不能進，賊艇遂劫。商榮因用火箭射之，賊遂大敗。」

と書かれている⁴⁴⁾。慶元三年（1197）、広東提挙茶塩の徐安国は大奚山の私塩を捕まえるように命令した。大奚山の住民はこの禁令に反発し、海に出て寇盗になった。この反乱を鎮定する際に、彼らは平民を一百三十余人を殺した。徐安国は弾劾されて罷免され、その代わりに、錢之望が知広州に任命された。また、編者の王象之は婺州の友人の鄭岳に聞いた。鄭岳は広州で館客をしていたことがある。彼の見聞によれば、当時、賊は猛威を振るっていた。海寇は福州の延祥寨水軍を恐れていたため、錢之望は朝廷に申し出して、延祥水軍の派遣を申請した。そして、福建路総管兼延祥水軍統制の商榮は水軍を率いて広州に赴いた。広州州兵、即ち推鋒水軍は大奚山の民に負けたが、やがて商榮は火をつけた矢で賊船を打ち、賊を大敗させた⁴⁵⁾。

つまり、「(艮山) 順濟聖妃廟記」に「朝家調發閩禺舟師」と記されている水軍は、間違いなく広東推鋒水軍と福州延祥寨水軍を指しているだろう。「助順」を加えた原因は大奚寇事件と関わっていないかもしれないが、聖妃は福州水軍に伴い、靈驗を現した可能性がある。

次は金寇への抵禦について見てゆく。開禧二年（1206）五月、南宋の金への北伐が始まった。最後は敗れて金に和議を求めることとなるが、宋朝が勝った戦いもあった。その中、開禧二年六月に、建康副都統の田琳は壽春府を収復した⁴⁶⁾。丁伯桂の述べた花籃鎮と紫金山は壽春府の境内にあったため、丁伯桂の述べる一、二戦はこれを指していると考えられる。そして、同年十一月に、宋側は戦敗した。金軍は廬州即ち合肥まで攻めた。田琳は再び廬州の戦で金軍を撃退した⁴⁷⁾。対金の戦争に参加した軍兵は閩、粵の舟師を含んでいる⁴⁸⁾。したがって、聖妃は閩粵水軍に伴い、対金戦争に靈驗を現して戦いを助けたことが推測できる⁴⁹⁾。淳祐年間（1241～1252）、李丑父は鎮江聖妃廟の廟記に、「於赫兮威風，記兩淮兮戰多。紫金山兮摧戎，花籃陣兮揮戈。合肥城兮釋攻，若有

神兮搗訶」⁵⁰⁾と書き、開禧年間の兩淮戦時の靈驗事跡を認めている。この靈驗事跡によって、聖妃は嘉定元年（1208）に「顯衛」の号を封じられたと考えられる。

続いて、風向の調節と海寇の抵禦事件を見てゆく。丁伯桂によれば、当時、南からの船は南風に頼って興化軍に着くはずであったが、北風が十余日間吹いたため、南からの運糧船は到着できなかった。当地の人々が飢饉を恐れている際に、聖妃は北風の風向を変えてくれたという。また、海寇は境内に侵入し、郷里を略奪しようとしたとき、聖妃は賊の船をくっつけてくれたため、すべての寇盗は捕えられた。聖妃はこの二件の靈驗事跡によって、嘉定十年（1217）に「英烈」の号が加えられたと考えられる。他の史料からこの事実は確認できなかったが、福建東南部では、本地域の糧食の産量はならず、特に不作の年は、江浙、広東の商船に頼っており、海寇の乱も頻繁に起こっているため、聖妃が嘉定年間に水市の風向の変更、海寇への鎮圧に対する靈驗を現した可能性は否認できないであろう。

以上によれば、慶元四年（1198）、晴れ乞いの靈驗事跡によって「助順」に封じられ、大奚寇への鎮圧、嘉定元年（1208）、金寇への抵禦によって「顯衛」に封じられ、嘉定十年（1217）、水市の風向の調節、海寇への鎮圧によって「英烈」に封じられたこと、及び聖妃は福州水軍に伴い、大奚寇事件に靈驗を現したと考えられる。

嘉定年間（1208～1224）以降の勅封について、『宋会要輯稿』と丁伯桂「(艮山) 順濟聖妃廟記」は記載していないが、南宋後半に編纂された文献に記録がある。まず、『(咸淳) 臨安志』卷十三「順濟聖妃廟」条に「累封至嘉熙三年爲靈惠助順嘉應英烈」とあるように、嘉熙三年（1239）に、聖妃は「嘉應」と加封された。その理由について、劉克莊は「風亭新建妃廟」に、

非但莆人敬事，余北游邊，南使粵，見承楚，番禺之人，祀妃尤謹，而都人亦然。海潮齧隄，聲撼行闕，官投擊馬不驗，衝決至艮山祠，若爲萬弩射回者，天子驚異，錫妃嘉號，特書不一，書今爲靈惠嘉應協正善慶妃。又封妃父曰某侯，母曰某夫人。

と書いている⁵¹⁾。錢塘江が氾濫し、防波堤にぶつかり、その音は行宮まで届いた。海波は堤防を決壊し、艮山聖妃廟に突進した際に、まるで萬弩が跳ね返すように波が退いた。天子はこの靈驗事跡を聞いて、聖妃に「嘉号」を勅賜した。

その後、劉克莊は聖妃に「協正」、「善慶」の封号が加贈され、聖妃の父母にも勅封されたと述べている⁵²⁾。更に、『夢梁錄』卷十四「順濟聖妃廟」条には「宣和賜廟額，累加夫人美號，後封妃，加號曰『靈惠協應嘉應善慶』」とあるように、聖妃は嘉熙三年（1239）以降、「協應」、「善慶」と封じられた。

その理由について、元代程端学の「靈濟廟事跡記」に

よると、寶祐二年(1254)に、雨乞いの靈驗事跡を現したため、「協正」を賜った。寶祐三年(1255)に、「慈濟」の号が加贈された。寶祐四年(1256)、浙江の堤防の落成の際に「善慶」と加封された。景定三年(1262)、海寇払いに靈驗を現したことによって、「顯濟」に封じられた。寶祐年間(1253~1258)、聖妃の父母、女兄、神佐も勅封された⁵³⁾。程端学の記述は後世に事実として扱われることもあるが、南宋時代の歴史事実とはずれていることがわかる。残念ながら、南宋時代の史料には参照できるものがないため、これらを考証することができない。もちろん、嘉熙年間(1237~1240)以降、「協正」(もしくは協応)、「善慶」と封じられたことが事実であると考えられる。

本節では、南宋における媽祖信仰の発展を勅賜の経緯によって整理した。南宋初期から末期にわたって、湄洲神女は十一回で封号を加贈され、爵位も「夫人」から「妃」へ昇格されている。南宋末までは八字封号に付けられた「妃」となり、祠廟勅賜制度では最高の勅封とも見える。この勅賜の盛況は、南宋において媽祖信仰が隆興している様子を反映している。加えて、勅封の経緯から見ると、雨乞い、海寇抵禦、海航安全、風向調節、海(河)岸安全、海戦援助、疫病祓い等の靈驗事跡が見られる。北宋を引き継いで、聖妃に昇格された湄洲神女は多様な職能をもち、沿海地域の保護神となっている。そして、水軍が媽祖信仰の広がりにも果たした役割も見てくる。

四、宋代における祠廟の建立と分布

本節は史料を網羅的に整理することにより、宋代に建てられた媽祖を祀る祠廟を整理し、媽祖信仰の空間的な拡大を考察する。

宋代において、湄洲神女はすでに広範囲で信仰を集めている。南宋後半の士人がこれを十分に認識している。

例えば、丁伯桂は「(艮山)順濟聖妃廟記」に、

莆人戸祠之、若郷若里悉有祠。所謂湄州、聖堆、白湖、江口、特其大者耳。神之祠不獨盛于莆、閩廣、江浙、淮甸皆祠也。

と記している⁵⁴⁾。

李俊甫は『莆陽比事』巻七「神女護使」条に

今湄州、聖屯、江口、白湖皆有祠廟。

と書いている⁵⁵⁾。

また、劉克莊は「風亭新建妃廟」に

妃廟遍于莆、凡大墟市、小聚落皆有之。(中略)非但莆人敬事、余北游邊、南使粵、見承楚、番禺之人祀妃尤謹、而都人亦然。

と記している⁵⁶⁾。

概して言えば、起源地の莆田県において、ほぼすべての県人は湄洲神女を信仰しており、郷里ごとに祠廟が建てられた。その中で、湄洲廟、聖整廟、江口廟、白湖廟が特に大きな祠廟となる。興化軍以外では、閩廣、江浙、兩淮地域等においても盛んになっている。

次に、地域ごとに史料から建立が確認できる宋代の媽祖祠廟を整理する。

まずは媽祖信仰が起源した福建地域である。

前に述べた四つの大規模な祠廟はすべて興化軍内にある。湄洲廟、聖整廟は北宋に建てられたが、江口廟、白湖廟は南宋紹興年間に創建された。

(1) 湄洲廟

北宋の初期に建てられ、湄洲島の北部に位置する。湄洲神女の没後、当地の民衆は「神女祠」を創建した。この「神女祠」は最も早く建てられ、初めて勅賜を受けた祠廟であり、祖廟として認められる。

(2) 聖整廟

元祐元年(1086)、興化軍郡城東の寧海鎮に建てられた。最初は合祀の形で西殿に奉祀された。紹興二十年(1150)に、湄洲神女が航運に不可欠な風向を調節してくれた功德に応えるため、湄洲神女を「聖整祠」の正殿に入れたため、主神としての地位が確立した⁵⁷⁾。後世、聖整順濟廟の創建を紹興二十年(1150)とすることもある⁵⁸⁾。

(3) 江口廟

紹興二十七年(1157)に莆田県岩濤山江口奥、即ち江口市に建てられた。江口廟は漢天師張氏別祠に合祀の形で配置されたと考えられる。漢天師張氏別祠に福州福清県の保禧真人、寧海鎮順濟神女靈恵夫人と羅山土地神が合祀されており、紹興三十年(1160)十二月、保禧真人、羅山土地神は順濟神女と同じく、海寇に抵禦するために靈驗を現したため、勅賜を受けた⁵⁹⁾。

祠廟所在の江口市は興化軍莆田県北部、荻蘆溪の入海口にあたり、福州福清県に隣接しており、南北の商船が停泊する港口である⁶⁰⁾。

(4) 白湖廟

紹興三十年(1160)に、莆田県白湖市に位置する。この祠廟は白湖出身の名臣の陳俊卿から土地の寄付によって建てられた⁶¹⁾。

紹熙三年(1192)「靈恵妃」の勅制に、「居白湖而鎮鯨海之濱」⁶²⁾とあり、また慶元四年(1198)「助順」の封号を加えられた勅制に、「靈恵妃宅於白湖」⁶³⁾とあるように、遅くとも紹熙年間(1190~1194)より白湖順濟廟は朝廷から湄洲神女・靈恵妃の代表的な祠廟として認められるようになった。その後、湄洲神女は「白湖妃」、「白湖靈恵妃」と呼ばれることもある⁶⁴⁾。

白湖廟が所在する白湖市は興化軍の東南部にあり、延壽溪、木蘭溪の間にあたり、南北の商船が集まっている重要な商業市鎮である⁶⁵⁾。

このほか、興化軍内にはまた五つの媽祖祠廟がある。

(5) 風亭廟

元符初年（1098～1100）、仙游県風亭市に建てられた。紹興年間、風亭廟は里人の林文可によって拡充された⁶⁶⁾。

風亭市は仙游県南連江里に位置し、福州に隣接している。紹興二十六年（1156）までは太平鎮として設置された。さらに、寶祐年間（1253～1258）までには、太平塩倉、楓亭駅、楓亭舗が設置され、海産物、砂糖の商販はここに停泊していた⁶⁷⁾。

(6) 浮曦廟

南宋中期頃に建てられ、興化軍の莆禧湾の大陸側に位置し、湄洲島の北と対面している。

紹熙三年（1192）、福州の商人鄭立之は番禺から福州に帰る途中、莆田県浮曦湾に停泊した。海賊と遭遇する恐れがあったため、崇福夫人廟に祈りを行い、やがて無事に帰った。この崇福夫人廟は乾道三年（1167）～淳熙十年（1183）の間、「崇福」に封じられた後、「善利」を加封される前に建立されたと推測できる⁶⁸⁾。この祠廟は明清以降の「賢良港天后祖祠」の前身と考えられる。

(7) 海口廟

海口廟（林夫人廟）の確実な位置の特定はできないが、興化軍の溪流の入海口にあたることが想定される⁶⁹⁾。

(8) 木蘭陂廟（協応錢夫人廟）

淳祐（1241～1252）末、木蘭陂の水利工事に犠牲した錢夫人は「協応」の廟額を受け、祠廟の改修も行われた。この協応錢夫人廟は木蘭陂の南岸に建てられ、白湖妃も合祀されている⁷⁰⁾。

(9) 仙游三妃廟

仙游県東北二百歩のところにある順濟廟、昭恵廟、慈感廟を一つにして「三妃廟」を立てた。その中の順濟廟に祀られる湄洲林氏女は航海者の祈禱に対応している⁷¹⁾。

興化軍以南の泉州には二つの媽祖祠廟がある。

(10) 惠安県龍宮山聖妃廟

真徳秀は二度、知泉州に任じられた際に、雨乞いと海寇払いのため聖妃宮に対する四つの祝文を残した。嘉定十一年（1218）前後、初めて知泉州に任じられた時、戊寅の海寇との戦いで泉州惠安県龍宮山にある聖妃廟で祈禱を行った。紹定五年（1232）前後、知泉州に再任した際に、雨乞い、海寇払いのため、龍宮山の聖妃廟に祈りを行った⁷²⁾。

(11) 晋江県浯浦聖妃宮

慶元年間（1195～1200）、徐世昌によって晋江県の「府治南門内」、浯浦江の沿岸に聖妃廟が建てられた⁷³⁾。嘉定十年（1217）、真徳秀は都税務を浯浦聖妃宮に移転したという記述がある⁷⁴⁾。

さらに、福建東南部にある漳州の聖妃は信仰を集めている。陳淳は「上趙寺丞論淫祀」に「況其它所謂聖妃者、莆鬼也、於此邦乎何關」⁷⁵⁾と言い、漳州の人が広く莆田県の聖妃を祀ることを強く批判した。これは漳州に聖妃廟が存在していたことと示しているだろう。

次に、江浙・江淮地域における媽祖祠廟の建立を見てゆく。

(12) 明州鄞県廟

紹熙二年（1191）、明州鄞県東二里東渡門外に建てられた。

市舶務に属した来遠亭の北舶の舟長は海南にゆく途中、風浪に遭い、湄洲神女のおかげで無事であったので、興化軍から湄洲神女の香火を乞い、鄞県の東渡門外に祠廟を立てた⁷⁶⁾。

(13) a 臨安良山廟, b 城南蕭公橋廟, c 市舶司廟

丁伯桂によれば、商份が崇徳県尉を任じられたとき、夢でのお告げによって臨安良山の順濟聖妃廟を建てた。商份は福州福清県人、紹興三十年進士で、淳熙三年（1176）に大理寺丞に任じられた。そうであれば、良山順濟聖妃廟の建立は開禧北伐の前のことである。開禧年間、寶慶年間に改修を行った⁷⁷⁾。

また、南宋後半期まで臨安周辺に他の二つの聖妃行祠ができ、城南蕭公橋、候潮門外瓶場河下市舶司の傍らに位置している⁷⁸⁾。

良山廟は臨安府良山門外にあり、京杭運河の沿岸にあたる。城南蕭公橋廟は臨安府城南蕭公橋にあって、錢塘江の沿岸にあたる。市舶司廟は臨安府候潮門外瓶場河下市舶司傍らにあたり、同様に錢塘江の沿岸に位置している。

(14) 鎮江府丹徒県靈恵妃廟

淳祐年間（1241～1252）、莆田県出身の翁戴翼は鎮江聖妃廟を京江の湄（みぎわ）から江口土山龍津の西側に遷移させた。

嘉熙戊戌二年（1238）、翁戴翼は臨安から京口学、即ち鎮江府学に遊学したとき、夢で聖妃から祠廟の遷移の依頼を受けた。淳祐辛亥十一年（1251）前後、京江に臨む聖妃廟は崩れてしまい、廟所の遷移が求められた。両淮制置司の参謀軍事の趙昉は京口に立ち寄ったとき、民衆の要請に応じて鎮江府に廟地を求めた。淳祐十二年（1252）に新廟が落成した。七年後、即ち開慶元年（1259）、翁戴翼は祠廟を遊覧した李丑父に書信を送って、新廟の繪事の完成を告げ、廟記の執筆を依頼した。この鎮江聖妃廟では東殿に魁星を安置しており、西殿に莆田県の靈威嘉祐朱侯二兄弟を祭るようになった⁷⁹⁾。

鎮江の聖妃廟のもとの場所は鎮江府丹徒県京江の沿岸、候潮閘の西に当たっている。候潮閘の付近には「転般倉」に設けられ、糧食の網運は鎮江に至ると、ここを経由す

るので、廟地は糧運、航運の重要な場所にあたるという
 よい⁸⁰⁾。

後に聖妃廟は江口土山龍津の西側へ遷移された。土山
 は丹徒県西江口にあたり、「豎土山」とも呼ばれている。
 元代には水軍教場であったが、宋代の状況は不明である⁸¹⁾。

(15) 秀州華亭県上洋順濟廟

秀州華亭県治東北黄浦上宗、華亭市舶司の付近に、上
 洋順濟廟がある。

咸淳年間(1265~1274)、華亭市舶使の陳玠によって
 順濟廟が重建された。廟宇の後ろに観潮用の「丹鳳樓」
 があり、その扁額は陳玠に書かれたものである⁸²⁾。

最後に、両広地域には少なくとも七箇所の媽祖祠廟が
 ある。

(16) 広州南海神西廟

『方輿勝覧』によれば、南海神西廟は広州城から十五
 里ほど離れており、「靈恵助順顕衛妃行祠」を兼ねてい
 る⁸³⁾。

劉克荘は嘉熙四年(1240)一月に、広東提挙常平使に
 任命され、八月に広東転運使に転任した。その際に、着
 任の際に聖妃廟に祈祷を行ったことがあり、二つの祝文
 を残した。この祝文に「某持節至廣、廣人事妃、無異於
 莆、蓋妃之威靈遠矣」と書かれており、広州の人は広く
 聖妃を敬奉していることが分かる⁸⁴⁾。

(17) 広州崇福無極夫人廟

『夷堅続志』によれば、広州城南五里に崇福無極夫人
 廟がある。この「崇福無極夫人廟」は海商、「販海之人」
 から信仰を集めている⁸⁵⁾。

(18) 徳慶府聖妃廟

徳慶聖妃廟は徳慶府にあって、西江中流に位置する。
 広東徳慶府の知府を任じられた曾豊は嘉定戊辰元年
 (1208)、雨乞いに聖妃廟などの祠廟に祈祷を行い、詩を
 書いた⁸⁶⁾。

(19) 香山県黄角山月山古廟

咸淳年間(1265~1274)、広東香山県の黄角山にある
 月山古廟が建てられ、聖妃を祀っているという⁸⁷⁾。

(20) 香港九龍半島北仏堂

香港九龍半島にある北仏堂は南宋末から聖妃を祀るよ
 うになったと言われる⁸⁸⁾。

(21) a 南雄州聖妃廟, b 韶州聖妃廟

広南東路の北部、江西の贛州に向かうところには二つ
 の聖妃廟がある。

『南雄路志』によれば、嘉定庚午(1209)、江西峒寇は
 屢々南雄州を犯しているため、郡守の趙善傑は官吏を遣
 わして韶州から聖妃の香火を乞い、南雄州の門外石橋南
 に新たな聖妃行祠を建てさせた⁸⁹⁾。これから南雄州、
 韶州には聖妃廟が存在していることが分かる。

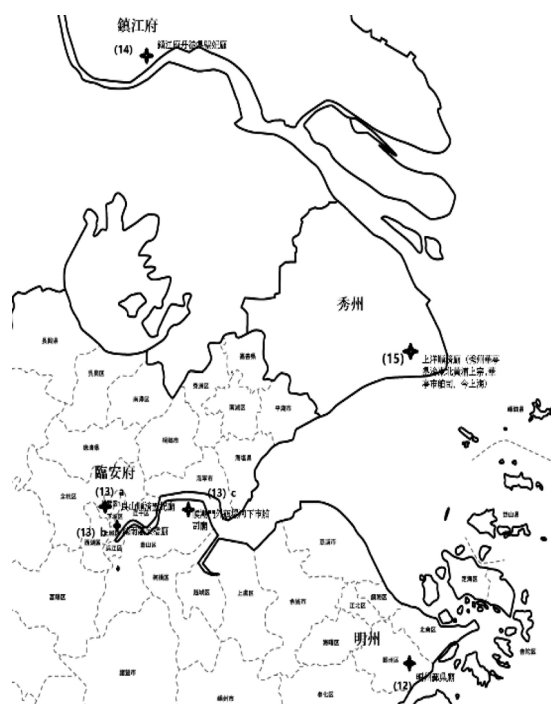
以上は現在把握できる史料によって整理してきた媽祖
 を祭る祠廟であり、先行研究で見逃された箇所も補って
 いる。まとめてみると、南宋末までに、総計二十四カ以
 上の祠廟が建てられた。

宋代における媽祖祠廟の空間分布には二つの特徴が見
 える。

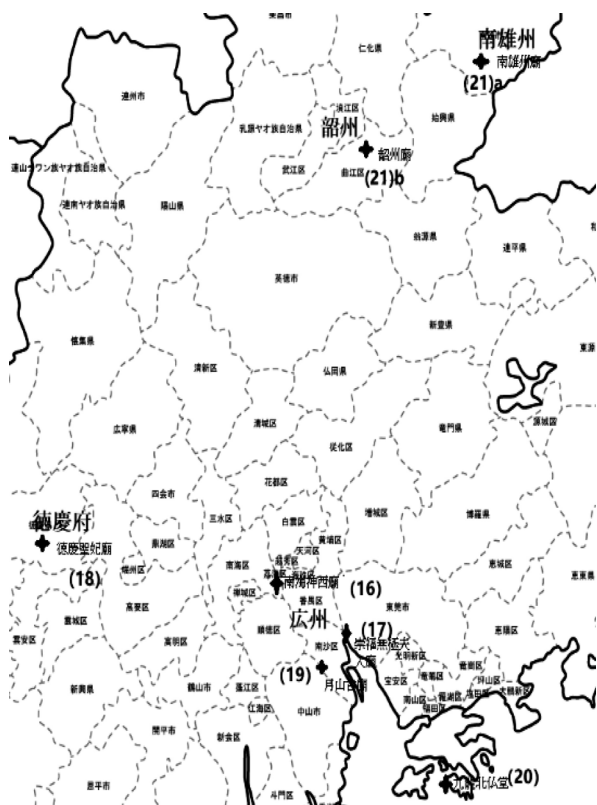
第一に、福建沿海地域、広東沿海地域、江浙・江淮沿
 海地域という三つの区域に集中している。福建沿海地域
 においては十一カ所の祠廟があり、特に起源地の興化軍
 に九カ所あり、泉州と漳州境内には二カ所以上ある。興
 化軍とりわけ莆田県が媽祖信仰の中心地域と言っても過
 言ではないだろう(地図A参照)。江浙・江淮沿海地域
 においては六カ所があり、都の臨安府に三カ所あり、鎮



地図A：福建沿海地域



地図B：江浙・江淮沿海地域



地図C：両広沿海地域

江府、明州、秀州に各一カ所ある（地図B参照）。広東沿海地域には七カ所があり、広州に四カ所あり、韶州・南雄州・徳慶府に各一カ所ある（地図C参照）。

第二に、ほぼ全部の祠廟が沿海港口市鎮と入海内河の沿岸に位置している。福建沿海地域においては、興化軍内の寧海鎮、江口市、白湖市、風亭市の沿海市鎮に位置し、湄洲島、莆禧湾、海口、浯浦江などの沿海港湾に建てられた。江浙沿海地域においては、钱塘江、京杭運河、長江中下流、杭州湾の沿岸に占めている。広東沿海地域には珠江、西江、北江の沿線に分布している。加えて、泉州、広州、明州、杭州、秀州（華亭）という市舶司が設置された港市に媽祖祠廟が建立されたことが分かる。

次に媽祖信仰の中心地域、周辺地域への伝播ルート进行分析してみる⁹⁰⁾。

まずは福建沿海地域における媽祖信仰の伝播を見てゆく。

媽祖信仰の中心地域は興化軍である。媽祖信仰の起源となる湄洲嶼は未開発で辺鄙な島であった。林光朝は「海の中に、眉洲山がある。大陸側から見ると、左右は約五七里ぐらいの距離で、水路を使って至ることができる。この島には千戸ほどの人々が住んでおり、数十頃の田地で生計を立て、魚と米も充実している。」と湄洲島の状況を述べている⁹¹⁾。太平興国年間（976～984）に設置された興化軍には軍治の莆田県、西南の仙游県、西北の興化県が属している。興化軍の面積は僅かなものなの

に、山川と文人が他の州軍より優れており、「莆仙」文化を形成した。興化軍は泉州、福州に接して、海道經由地であり、舟と車が集まるところにあたる⁹²⁾。興化軍は人と物資の往来が頻繁である。

湄洲神女信仰は湄洲嶼に誕生した後、間もなく、より繁栄していた興化軍の大陸側に波及していく。軍東の寧海鎮聖整廟、軍北の江口廟、軍東南の白湖廟は相次いで創建された。湄洲廟と共に、媽祖祠廟の中で最も大規模な四つの祠廟になる。仙游県南部の風亭廟、莆田県西南の錢夫人廟、仙游県東北の三妃廟、海口林夫人廟も建てられた。興化軍内の交流は相当に頻繁に行っており、媽祖信仰の中心地域を形成したのであろう。

そして、媽祖信仰は湄洲湾から南下して、泉州、漳州に波及してゆく。南宋において、市舶司の設置された泉州は福州より重要な海外貿易港口となっており、興化軍から商人は物資を運輸していることが考えられる。泉州には晋江県府治南門外浯浦江沿岸と惠安県龍宮山上の二カ所の媽祖祠廟があり、福州、漳州より媽祖信仰が流行していることが窺えるだろう。

次に、興化軍から江浙・江淮沿海地域への伝播するルートを見る。

江浙・江淮沿海地域への伝播するルートは興化軍から明州を経て杭州湾に入って、钱塘江を都の臨安府（即ち杭州）に着き、また杭州湾の北部にある秀州を経由し、長江を遡って長江中下游の鎮江府まで至ると考えられる。

このルートには明州鄞県、臨安府、鎮江府丹徒県、秀州（嘉興府）華亭県に六カ所の祠廟が分布している。宋代において明州、秀州は対外貿易港市である。臨安府は南宋の行都として、全国的な政治的・経済的・文化的中心であり、人と物資が集中している。鎮江府も漕運の集散地であり、閩広客船と海南蕃船も海道で鎮江府に通っている。

最後に、広東沿海地域における媽祖祠廟の分布を整理すると、媽祖信仰の南への伝播ルートが以下のように推定される。興化軍からは海道を通過して、珠江口にある香港九龍半島を経て、珠江に入って、香山県を経て、広州に着く一方、陸道を通過して、南雄州、韶州に至る。海道と陸道の沿線に媽祖祠廟が分布しており、海道の方がより多い。徳慶府に至るにあたっては韶州から北江に通って徳慶府に着くか、珠江沿線の広州から西江に入って徳慶府に着くか、西江の入海口にある恩州、化州から西江を遡って徳慶府に着くという三つのルートが考えられる。

福建沿海地域と両広地域は隣接しており、商販が頻繁に往来している。両地域の間では、糧食の貿易が一番重要である。福建沿海地域は江淮地域、両広地域から糧食の援助に頼っている。糧食の運輸は主に海道で行われ、集散地の広州から珠江に入って、惠州海豊県、潮州潮陽県を経て漳州漳浦県、泉州、興化軍莆田県、福州に着く⁹³⁾。

糧食以外、新興酒、降真香、鉄梨木などの商品が福建で流行している。両広地域の南部にある海南は山海の土産と海外商品を擁し、福建沿海地域、江淮地域との商業交流がよく行われている⁹⁴⁾。

宋代史料において閩商が両広地域に足を踏み入れる記事がよく見かけられる。広州、化州、恩州、萬安軍に定住した閩人も多く見られる。福建と両広の間に往来して貿易する人はもっと多いと考えられる。

以上の整理によれば、宋代において、媽祖信仰の祠廟は二十四カ所あり、興化軍内の湄洲廟、聖整廟、江口廟、白湖廟が特に大規模な祠廟である。時期を見れば、北宋に三カ所の祠廟が建てられた以外、多くの祠廟が南宋に入ってから建てられた。空間的に言えば、これらの祠廟は殆ど福建沿海地域、広東沿海地域、江浙・江淮沿海地域におけるの沿海市鎮と入海内河の沿岸に占めている。これらの市鎮は本地域内の商業交流地だけではなく、南北間の多地域にまたがる重要な商業市鎮でもある。

伝播路線を分析する際、商人の貿易往来はすでに注目されているが、祠廟の建立の経緯、即ち祠廟の建造者、廟記の執筆者、靈驗事跡などの情報によれば、士人、水軍、舟人も重要な信仰者と伝播の担い手になっている。

最後に、祠廟は泉州、広州、明州、杭州、秀州（華亭）という市舶司が設置された都市にも分布しており、海外貿易に繋がるのが考えられる。しかしながら、現存の史料からは宋代において媽祖信仰は宋朝沿海地域に集中してはいるが、海外にはまだ波及していなかった。

五、終わりに

本稿では北宋から南宋末に亘る湄洲神女から聖妃への発展過程を考証しながら、宋代の媽祖信仰の全体像の解明を試みた。

以上の考察を踏まえて、媽祖の性格と職能、信仰者、祠廟の分布とその特徴などの点について更に検討すべき点を提示したい。

まず、媽祖の神としての職能である。生前、女巫と努めている湄洲神女は歿後に「通天神女」と神格化された。靈驗事跡から見ると、湄洲神女は神として、雨乞い、晴れ乞い、疫病払い、禍福予知、海寇抵禦、海の風向調節、海航守護、対金水戦援助、海潮食い止めなどの職能を持つ。

要するに、後世に海神、船神と認められる媽祖は決して海航安全の唯一な職能を持たず、多様な職能を担う、まさに地方保護神と看做することができる。当然ながら、信仰の起源地と中心地域が海島あるいは沿海地域にあたり、水か海に関わる職能が強いように見える。

南宋後半から湄洲神女は龍種、龍女とされることもあったが、元代以降のような道教、仏教との関連がまだ見えない⁹⁵⁾。

次は、媽祖の信仰者を考える。媽祖は地方保護神として信仰されるので、その信仰者は莆田県と興化軍の住民である。興化軍は福建東南沿海地域にあたって、住民はおおよそ農民、漁民、士人、舟人、商人が含まれる。また、興化軍と福州の交界には延祥水軍が駐屯しており、福州興化軍都巡検司も設置されていた。

白湖廟、長山廟の建立経緯、廟記の執筆状況によって、興化軍出身の士人も重要な信仰者となっている。大奚寇を鎮圧した延祥水軍、および対金戦争に徴発された閩水軍も媽祖の重要な信仰者となり、派遣により媽祖を福建以外の地域へもたらした。もちろん、靈驗事跡及び祠廟の建立状況を通じて、注目される信仰者としては商人も存在している。

概して言えば、人の移動によって伝播してゆくという視点では、士人、水軍、商人が媽祖信仰の主な伝播者となり、特に興化軍を根拠地としていた本地商人、興化軍を経過した海商を含む商人の役割を見落とすわけにはいかない。

最後に、本稿では宋代における祠廟の分布とその特徴を明らかにしたが、元代以降の祠廟の分布と比べてその異同を分析することが残されている。

また、斯波義信氏によって提示された南宋における杭州を中心とした、杭州とその直近地区の通商圏、中遠距離商業運輸圏、遠隔地商業運輸圏という三階層の市場構造を参照にすれば、興化軍は杭州を中心とした市場構造における、遠隔地商業運輸圏に位置している⁹⁶⁾。媽祖信仰の空間分布をさらに追究すると、杭州ではなく興化軍を原点とした商業流通圏も三階層があり、興化軍内が第一階層の通商圏で、福州、泉州、漳州を含む福建沿海地域が第二階層の中遠距離商業運輸圏で、江浙沿海地域、両広沿海地域が第三階層の遠隔地商業運輸圏に仮定することができるが、この厳密な検証が求められる。

注

1. 宋代において媽祖は湄洲神女、林夫人、崇福夫人、靈恵妃、聖妃などの封号で呼ばれている。元代と清代に、天妃、天后と勅封された後、天妃、天上聖母、天后と呼ばれることが多い。民間では媽祖、娘媽とも称される。
2. 李献璋所著の『媽祖信仰の研究』（泰山文物社、1979年8月）に資料編が付録されている。そして、肖一平、林雲森、楊徳金編『媽祖研究資料彙編』（福建人民出版社、1987年8月）、鄭麗航、蔣維鏞輯纂『媽祖文献史料彙編』（共3輯）（中国档案社、2007年10月。中国档案社、2009年11月。海風出版社、2011年9月）が相次いで出版された。
3. 李献璋『媽祖信仰の研究』（泰山文物社、1979年8月）に媽祖の伝説、歴代の封賜、媽祖信仰の伝播などの問題を検討した。そのほか、愛宕松男「天妃考」（『愛宕松男東洋史学論集』第二卷

- (中国社文化史), 三一書房, 1987年11月, 原刊『滿蒙史論叢』第4輯, 1943年), 蔡相輝『媽祖信仰研究』(秀威資訊出版社, 2006年11月), 徐曉望『媽祖信仰史研究』(海風出版社, 2007年4月), 許更生『媽祖研考考辯』(西安出版社, 2014年4月), 蔡相輝『天妃顯聖錄』與媽祖信仰』(独立作家出版社, 2016年12月)などの成果が相次いで出された。
4. 相関研究成果が多くて枚挙にすることができないが, 例を挙げると, 鄭振滿「湄洲祖廟与度尾龍井宮: 興化民間媽祖崇拜の建構」(『民俗曲芸』167, 2010年3月, 頁123~150), 陳春声「媽祖信仰と明清時代における粵人の海上活動: 東粵の著名な海港の研究を中心に」(『海港都市研究』(3), 2008年3月, 頁3~14), 窪徳忠「媽祖信仰(四) 一西日本の媽祖信仰一」(『アジア遊学』41, 2002年), 『媽祖信仰(五) 一東日本の媽祖信仰』(『アジア遊学』42, 2002年), 二階堂善弘「長崎唐寺の媽祖堂と祭神について一沿海「周縁」地域における信仰の伝播」(『東アジア文化交渉研究』2, 2009年), 菊地章太「民間信仰と仏教の融合一東アジアにおける媽祖崇拜の拡大をたどる一」(『東アジア仏教学術論集』5, 2017年), 林雅清, 潘宏立, 安田ひろみ「茨城県内の媽祖関連社寺に関する現状と信仰の実態について」(『人間学研究』18, 京都文教大学人間学研究所, 2018年)等の一連研究がある。
5. ハンセン (Valerie Hansen) は商人の活動によって天妃信仰が水路に沿って福建から, 杭州, 鎮江まで広がってきたと指摘した。(包偉民訳『変遷之神: 南宋時期的民間信仰』, 浙江人民出版社, 1999年9月, 頁144~147)だが, 天妃信仰に関する討論が極めて簡単であるので, 天妃信仰の空間分布と伝播ルートについてさらに追究するべきである。皮慶生は五通神, 仰山神, 天妃, 梓潼を合わせて検討して, ハンセンの商人の役割を強調する考え方に批判して, 士人, 官員の重要性を指摘したが, 天妃信仰は元代と明代にいたってこそ大きな発展を遂げ, 宋代においては, 天妃信仰はまだ大きな影響力を有していなかったと述べる(氏著『宋代民衆祠神信仰研究』第五章第二節, 上海古籍出版社, 2008年)李献璋, 愛宕松男, 徐曉望などの先学も媽祖信仰の発展と伝播の要因について有益な考えを出したが, 元代以降の媽祖信仰のイメージに影響を受け, 宋代の特質への注意が不十分だと言える。
6. 媽祖の出身地について湄洲島説, 賢良港(即ち黄螺港)説があり, 家柄について都巡檢林恩娘説, 里巫説, 林氏女巫説があり, 生卒年について建隆元年生説, 元祐八年生説, 五代末生説がある。(徐曉望『媽祖信仰史研究』第二章第一節「有関媽祖身世の研究」, 頁21~32に参照)
7. 肖一平「略論媽祖伝記的演変」(朱天順編『媽祖研究論文集』, 鷺江出版社, 1989年)に載っている原文を引用する。肖一平は初めて「白塘李氏族譜」に収録されている廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」の発見と内容を紹介した。執筆者の廖鵬飛の事跡が確認でき, 廟記の内容は元代初期黄仲元の廟記に一致していることから見れば, 明清以降白塘の有力一族の李氏によって保存された廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」の信憑性が高いと考えられる。
8. 宋・黄公度所著『知稼翁集』巻下の「題順濟廟」。黄公度は莆田県人で, 紹興八年(1138)に進士及第した。所題の順濟廟は白湖順濟廟か聖墩祠かを指しているについて異なる意見があるが, 「枯木肇靈滄海東, 參差宮殿萃晴空」の詩句から示した情報は廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」の記述と合致しているので, 聖墩祠に向けて作られた可能性が高いと考えられる。
9. 『(寶祐)仙溪志』巻三「三妃廟」。
10. 宋・李俊甫『莆陽比事』巻七「神女護使」。
11. 『(咸淳)臨安志』巻十三・祠祀三の「順濟聖妃廟」条に収録された丁伯桂「(良山)順濟聖妃廟記」。
12. 『(至順)鎮江志』巻八・神廟の「天妃廟」条に収録された李丑父の「靈惠妃廟記」。その中に, 「禦災患有功德於民, 宜秩典祀, 而地之相去則有疑焉?或曰: 妃龍種也, 龍之出入窈冥, 無所不寓,

- 神靈亦無所不至」とある。
13. 宋・劉克莊『後村集』巻九一「風亭新建妃廟」。
14. 陸游の詩「送張野夫寺丞牧」に「皇天方憂九州裂, 建隆真人仗黃鉞」とあり, 建隆真人は宋太祖を指していると考えられる。劉克莊の記述と合わせて見れば, 湄洲神女は宋太祖と同時に振るい, 五代末, 北宋初期に生きた人物と推測できる。
15. 元・程端学『積斎集』巻四「靈濟廟事跡記」。その中に, 「神姓林氏, 興化莆田都巡君之季女。生而神異, 力能拯人患難, 居室未三十年而卒」とある。
16. 宋末元初・黄仲元『四如集』巻五「聖壑順濟祖廟新建蕃釐殿記」。「旧記」は廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」を指している可能性が高いだろう。
17. 宋・祝穆『方輿勝覽』巻十三福建路の「聖妃廟」条。
18. 現在, 学界では媽祖の祖廟について湄洲嶼廟説, 聖墩廟説, 賢良港説, 湄洲廟と聖墩廟の同一説が出されている。何度も遷界を経た結果による湄洲嶼の住民の減少, 莆田県寧海聖墩付近の海岸線の外移によって湄洲廟と聖墩廟も廃棄と重建を繰り返されたため, 宋代の原貌が見えなくなった。
19. 宋・廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」。
20. 宋・丁伯桂「(良山)順濟聖妃廟記」(『(咸淳)臨安志』巻十三・祠祀三の「順濟聖妃廟」条所収)に, 「莆寧海有堆。元祐丙寅, 夜現光氣, 環堆之人, 一夕同夢曰: 『我, 湄洲神女也, 宜館我。』於是有所曰聖堆。」とある。
21. 宋・廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」。
22. 宋・廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」。
23. 宋・丁伯桂「(良山)順濟聖妃廟記」(『(咸淳)臨安志』巻十三・祠祀三の「順濟聖妃廟」条所収)に, 「宣和壬寅, 給事路公允迪, 載書使高麗, 中流震風, 八舟沉溺, 獨公所乘, 神降于檣, 獲安濟。明年奏于朝, 錫廟額曰順濟。」とある。
24. 宋・楼鑰『攻媿集』巻三十四「興化軍莆田県順濟廟靈惠昭応崇福善利夫人封靈惠妃」。
25. 宋・徐競『宣和奉使高麗図経』巻三十九海道六「礼成港」条に「第二舟至黄水洋中, 三桅併折, 而臣適在其中。與同舟之人, 斷髮哀懇, 祥光示現。然福州演嶼神, 亦前期顯異。故是日, 舟雖危, 猶能易他拖。既易, 復傾搖如故。又五晝夜方達明州定海。比至登岸, 舉舟擲頰, 幾無人色。其憂懼可料而知也。」とある。
26. 東海神祠は北宋元豊二年(1079), 大観四年(1110)の高麗出使に海路保護神として認められた。宣和五年(1123)の高麗出使にも恒例として出発の前に東海神祠にて祈禱を行った。『宋会要輯稿』礼二〇之一一一「東海神祠」条によると, 宣和五年八月東海神祠の風神は寧順侯に封じられ, 雨師は寧濟侯に封じられた。『(寶慶)四明志』巻十九神廟の「東海助順孚聖功德威濟王廟」条に「宣和五年又加顯靈二字, 封風神曰寧順侯, 雨神曰寧濟侯, 且撥賜官田五頃。皆因高麗使回奏請也。廟碑知制誥鄧潤甫撰, 知明州王誨書」とある。東海神は高麗出使によって加封されたことが確認できた。
- そして, 『淳熙三山志』巻八祠廟の連江の「昭利廟」条に, 「昭利廟, 東濱越王山之麓。故唐福建觀察使陳巖之長子。乾符中, 黄巢陷閩, 公觀唐衰微, 憤己力弱, 莫能興復, 慨然謂人曰: 『吾生不鼎食以濟朝廷之急, 死當廟食, 以慰生人之望。』既没, 果獲祀於連江演嶼。本朝宣和二年, 始降於州, 民遂置祠今所。五年, 路允迪使三韓, 涉海遇風, 禱而獲濟, 歸以聞, 詔賜廟額『昭利』。」とあるように, 唐代陳巖の長子は没後, 連江演嶼に祀られ, 宣和二年(1120)本州に靈驗が現れ, 現在の廟址に祠廟が建てられ, 宣和五年(1123)この福州演嶼神は高麗出使への靈驗で廟額「昭利」を賜った。
27. 福建莆田県『白塘李氏族譜』は康熙六十年(1721)に重修され, 現在の莆田李富祠に収蔵されている。
28. 『(弘治)八閩通志』, 『(乾隆)莆田県志』等の史料によると,

- 李富は莆田寧海鎮（白塘）人であり、生前は聖墩橋、鎮前橋を含む橋梁ひいては水利の建造に努めた。後世は蔡襄、陳俊卿、林光朝、陳宓、李富を併せて先賢祠に祭られている。
29. 学界では高麗出使に靈驗を現して廟額を勅賜されたことについては異なる意見がある。例えば、愛宕松男は海道の日程を考証し、媽祖の顯靈と勅賜のことを否認した。李献璋、徐曉望等は出使団の客舟に福州舟人、莆田商人が載っており、東海神の勅封時間に合わせて、路允迪の乗った使舟に媽祖が靈驗を現したことを認めた。
30. 宋・劉克莊『後村集』卷九一「風亭新建妃廟」。
31. 宋・丁伯桂「(良山)順濟聖妃廟記」(『咸淳]臨安志』卷十三・祠祀三の「順濟聖妃廟」条所収)。
32. 『宋会要輯稿』礼二〇之六一「神女祠」条。
33. 宋・丁伯桂「(良山)順濟聖妃廟記」(『咸淳]臨安志』卷十三・祠祀三の「順濟聖妃廟」条所収)。
34. 『(弘治)八閩通志』卷十一地理志・興化軍・莆田縣「靈惠井」条に、「在湖公里白湖之側、環境皆斥土、而井居其間。舊記云：時疫、有夢神示一井、鑿而飲之、無不愈。是歲神始封靈惠、故名。」とある。明代以降はこの記載に従って聖泉が白湖にあり、勅封された祠廟も白湖順濟廟としている。だが、これは「靈惠」に封じられた時の靈驗事跡と看做されているからには、後世の付会の説である可能性が高いのであろう。
35. 宋・丁伯桂「(良山)順濟聖妃廟記」(『咸淳]臨安志』卷十三・祠祀三の「順濟聖妃廟」条所収)。
36. 『宋史』卷四七〇「姜特立列伝」に、「姜特立、字邦傑、麗水人、以父綏恩補承信郎。淳熙中、累遷福建路兵馬副都監。海賊姜大猷寇泉州、特立以一舟先進擒之。帥臣趙汝愚薦于朝。召見、獻所爲詩百篇。除閩門舍人、命充太子宮左右春坊兼皇孫平陽王伴讀。由是得幸於太子。」とある。
『宋史全文』卷二七に「(淳熙十年三月)己丑、福州奏都巡檢姜特立捉海賊九十四名、根勘二十八人招伏、餘六十六名被虜在船、不曾行劫、並給據釋放。上曰：趙汝愚如此處置甚善。古者制刑、王者言宥而有司執法、若有司但務姑息、何以示懲？」とある。
37. 宋・姜特立『梅山統稿』卷十一に、謝恩の祭祀を行う際に、詩を書いて、「海上獲捷、禱於廟神王公。方交鬪間、賊桅忽倒、赴水死者太半、後請于朝、賜額靈惠」と述べた。先学はこの廟神を聖妃としたこともある。しかし、『宋会要輯稿』礼二一之四〇「靈惠廟」条によると、淳熙十三年(1186)五月に荻蘆寨王公神祠は廟額の「靈惠」が賜った。荻蘆寨は福州水軍の駐屯地である。姜特立の詩に述べられた祠廟はこの王公神祠を指していると考えられる。
38. 『(弘治)八閩通志』卷三十五秩官「宋・興化軍・知軍事」条。また、『(寶祐)仙溪縣志』卷三「靈顯祠」条では淳熙十四年(1187)、靈顯龍王祠は郡守朱端学が雨乞いをして成功したことによって、「靈顯」の廟額を賜ったと記されている。
39. 宋・樓綸『攻媿集』卷三十四「興化軍莆田縣順濟廟靈惠昭応崇福善利夫人封靈惠妃」。
40. 『宋会要輯稿』礼二一之三「順濟廟」に「一在興化府莆田縣白湖靈惠昭應崇福善利夫人、紹興四年十二月封靈惠妃。」とある。ここには勅封時間を「紹興四年」と誤っている。
41. 宋・丁伯桂「(良山)順濟聖妃廟記」(『咸淳]臨安志』卷十三・祠祀三の「順濟聖妃廟」条所収)。
42. 氏著頁223~225。
43. 氏著頁75~78。
44. 宋・王象之『輿地紀勝』卷八十九「大奚山」条。
45. そのほか、『宋会要輯稿』兵一三之三九に「(慶元三年)十二月二十五日詔新離州左江提舉林壘特除名勒停、送筠州拘管、永不放還、日下差人管押前去。仍令筠州月具存在申三省樞密院。商榮、商佑、商佐候經略司保明到日取旨推賞。以提舉廣東常平茶塩公事陳宏規奏大奚山賊包藏禍心蓋非一日。壘向在水軍曾任統領、與大奚山人素來通同。故賊目竊發之初、便聲言須是林左江來乃受撫諭。及壘到、彼教賊索戰、亦曾對衆自言高登等曾到其家、意欲誘人以賊索相親信、而不知其姦計自露。此寇所以敢如是猖獗、實緣內有所恃。若非錢之望調登有方、商榮與其子率衆兵血戰、廣州亦岌岌乎殆哉。乞將林壘重賞典憲、以泄百姓之怨、將商榮父子優加旌賞、以一路之心。故有是命。」との記事があり、商榮の参与が再確認できる。
- また、嘉熙三年(1239)に完成された『方輿勝覽』卷三十四の「大奚山」にも、「大奚山在東莞海中、有三十六嶼。慶元間提舉徐安國捕鹽、島民嘯聚為盜。商榮用火箭射之、賊遂大敗。」と簡潔にこの事件をまとめている。
46. 『宋史』卷三八寧宗紀二「開禧二年六月」条、頁741。『統宗中興編年資治通鑑』卷十三宋寧宗二「丙寅開禧二年」条、頁309。
47. 『宋史』卷三八寧宗紀二「開禧二年十月」条、頁742。『統宗中興編年資治通鑑』卷十三宋寧宗二「丙寅開禧二年」条、頁310。
48. 宋・真德秀の『故資政殿學士李公神道碑』(『全宋文』三一四冊、卷七一九〇、頁75)に「王師所至奔潰、公鷹丘公密可付重寄、遂以代友龍。又請追回諸道兵、專意守備、以彊弩扼清河、舟師拒海口、而命諸將審間諜、遠斥候、以防賊之遽至。運兩淮金帛分貯姑蘇、金陵、募舟師閩、廣以護江面。田垌軍雖潰、冒矢石、拔重圍、戰甚苦、宜撫慰之。郭倬、李汝翼縛邊將田俊邁界虜人、宜置詔獄鞫其罪。」とあるように、長江沿江軍是水軍数が少ないとき、閩広地域に舟師を募るようにしていた。
49. 徐曉望は同様な考えを述べた。氏著頁78~81。
50. 『(至順)鎮江志』卷八神廟の「天妃廟」条。
51. 宋・劉克莊『後村集』卷九一「風亭新建妃廟」。また、この靈驗事跡について、劉克莊は詩「三月二十一日泛舟十絶」(『後村集』卷一三)の一つに、「雖沉璧馬計安施?倏忽桑田變渺瀰。說與神通君看取、潮頭不到良山祠。」と嘆いた。
52. 元代に重印された『仙溪志』の「順濟行祠」条に「一在楓亭市西、里人崇拜甚謹、廟貌甚壯。神父林愿、母王氏、廟好佑德。寶祐元年、王教授里請於朝、父封積慶侯、母封顯慶夫人。妃之正廟在湄洲、而父母封爵自楓亭。詳見明著録。」とあり、『(弘治)八閩通志』卷六十仙游縣「天妃行祠」にも「在縣南連江里風亭市、宋淳熙五年建。寶祐元年教授王里請於朝、封其父積慶侯、母積慶夫人。妃顯於湄洲、而父母封爵自楓亭始。」とあるように、劉克莊の説を援用していると考えられる。しかし、劉克莊の「風亭新建妃廟」に参照すると、聖妃の父母に爵位を求めたのは「(廣州文)闕字)里之諸父」の黃南叔である。『仙溪志』と『(弘治)八閩通志』所記は劉克莊の記述とずれているであろう。
53. 元・程端学『積齋集』卷四「靈濟廟事跡記」に、「嘉熙三年、以錢塘潮決隄至良山祠、若有限而退、封『靈惠助順顯衛英烈嘉應妃』。寶祐二年、旱、禱之、雨、封『靈惠助順嘉應英烈協正妃』。三年、封『靈惠助順嘉應英烈慈濟妃』。四年、封『靈惠協正嘉應慈濟妃』。是歲、又以浙江隄成、加封『靈惠協正嘉應善慶妃』。景定三年、禱捕海寇、得反風、膠舟就擒、封『靈惠顯濟嘉應善慶妃』。寶祐之封、神之父母、女兒以及神佐、皆有錫(命)。」とある。
54. 宋・丁伯桂「(良山)順濟聖妃廟記」(『咸淳]臨安志』卷十三・祠祀三の「順濟聖妃廟」条所収)。
55. 宋・李俊甫『莆陽比事』卷七「神女護使」。
56. 宋・劉克莊『後村集』卷九一「風亭新建妃廟」。そのほか、宋末元初・黃仲元『四如集』卷五「聖壘順濟祖廟新建齋葺殿記」にも「泉南、楚越、淮瀾、川峽、海島、在在奉嘗、即補陀大士之千億化身也。」と書いている。
57. 宋・廖鵬飛「聖墩祖廟重建順濟廟記」では「今神居其邦、功德顯在人耳目、而祠宮逼迫、畫像形暗、人心安在乎?承信郎李富、居常好善、首建其義、捐錢七萬。移前而後、增卑而高。戒功於中秋、逾年月告畢。正殿中峙、修廊翼翼、嚴祀有堂、齋庖有廬。磨

鵬飛刈之工，蒼黃緒聖之飾，凡斯廟之器用，殆無遺功。李侯以鵬飛久遊門下，遂命記之，義不容辭。竊聞射的山有仙人遺箭一只，鄭巨君嘗采薪得之，少頃，有人就覓，巨君知其神，還之。因請曰：「舊慮若耶溪載薪為難，願旦南風，暮北風之。」其人惟化為白鶴飛去。後果如其請，鄉民德之，立祠朝鶴於射的山南。今寧海常獲旦南暮北之便，而無還箭之功，故李侯因鼎新輪奐，以答神之麻爾。或曰：「舊尊聖墩者居中，暫而少者居左，神女則西偏也。新廟或遷於正殿中，右者左之，左者右之，牲體乞靈於祠下者，寧不少疑？」鵬飛曰：「神女生於涓州，至顯靈跡，實自此墩始；其後賜額，載諸祀典，亦自此墩始，安於正殿宜矣。昔秦伯廟在蘇臺西，延陵季子像設東面，識者以為乖典禮，遂命改之。」鵬飛謂李侯之作是廟，不惟答神麻，亦以正序位雲。」とある。

58. 宋末元初・黃仲元『四如集』卷五「聖整順濟祖廟新建蕃釐殿記」に「建於何年？自制幹李公富奉妃像正位序始。」とある。
59. 『宋會要輯稿』禮二〇之五一の「張天師祠」条に「張天師祠，在福州福清縣。石上有足文，舊云天師遺跡。熙寧十年封保禧真人，高宗紹興八年正月賜廟額昭靈。一任莆田縣岩澗山江口奧漢天師張氏別祠，保禧真人，福州福清縣峰頂山本廟自有封賜。紹興三十年十二月加封妙應二字。廟中寧海鎮順濟神女廟靈惠夫人，紹興三十年十二月加封靈惠昭應夫人。并廟中羅山土地，紹興三十年十二月封威濟侯。夫人即本縣順濟廟神女也，本廟自有封。羅山土地亦祠於真人廟內，因靈應併及封焉。孝宗乾道三年二月加封保禧妙應普佑真人。」とある。先行研究に江口廟の場所が確認できなかった。また，李獻璋は李寶の膠西の戦によって紹興三十一年（1161）に「昭應」に勅封されたと指摘したが，張天師，羅山土地の勅封に照らして見ると，李氏は間違っていると考えられる。（李氏著作，頁216）
60. 『弘治』八閩通志』卷十一「江口橋」条，卷十九「北荻蘆溪」条，『乾隆』莆田縣志』卷一「江口市」条。
61. 彼の息子陳宓は六十年後，「白湖順濟廟重建寢殿上梁文」（『龍岡陳公文集』卷十九）を書いている。
62. 宋・楼鑰『攻媿集』卷三十四「興化軍莆田縣順濟廟靈惠昭応崇福善利夫人封靈惠妃」。
63. 『咸淳』臨安志』卷十三祠祀「順濟聖妃廟」条。
64. 例えば，宋・趙師俠は「坦庵詞」に「訴衷情・莆中酌獻白湖靈惠妃」詩の三首を残した。
65. 宋・李俊甫『莆陽比事』卷一「寿水東繞，壺山南揖」条，『弘治』八閩通志』卷十五「白湖市」。
66. 宋・劉克莊『後村集』卷九一「風亭新建妃廟」。
67. 『寶祐』仙溪志』卷一「風亭市」条。
68. 宋・洪邁『夷堅志』第三冊「浮曦妃廟」（中華書局，1981年，頁1058）。
69. 宋・洪邁『夷堅志』第二冊「林夫人廟」（中華書局，1981年，頁950～951）。李獻璋（氏著，頁321～322）は「林夫人廟」が「聖整廟」を指しているとは指摘したが，ここではこの判断を保留する。
70. 宋・劉克莊『後村集』卷九十二「協心錢夫人廟記」。
71. 『寶祐』仙溪志』卷三「三妃廟」条。
72. 宋・真德秀『西山文集』卷五十「聖妃宮祝文」，「惠安縣管下聖妃宮祈雨祝文」，「惠安縣龍宮山聖妃祠等再祈雨祝文」，「聖妃祝文」。その中の「聖妃宮祝文」に，「今者凶狡之徒方舟南下，所至剽掠，重為民旅之害，某既調兵以逐捕矣。於惟聖靈，丕赫振耀，凡航海之人仰恃以為司命。是用祇遣官僚，敬伸忱禱。昔者戊寅之役，蓋嘗賴神以有濟，今舟師追賊，行且相及，正仰資聖力之時。」とある。
73. 『萬曆』泉州府志』卷二十四「天妃宮」条，『乾隆』泉州府志』卷十六「天妃宮」条。
74. 『乾隆』泉州府志』卷十二「都稅務」条。
75. 宋・陳淳『北溪大全集』卷四十三「上趙寺丞論淫祀」。

76. 元・程端学『積齋集』卷四「靈濟廟事跡記」に「此神之廟始莆徧閩，浙鄞之有廟。自宋紹熙二年，來遠亭北船舟長沈法詢往海南，遇風，神降于舟以濟。遂詣興化分爐香以歸。見紅光異香滿室，乃捨宅為廟址，益以官地，捐資募衆，創殿廷像設。有司因俾沈氏世掌之。」とある。『（至正）四明統志』卷九祠祀「福惠明著天妃廟」条，『（康熙）鄭興志』卷九「天妃靈慈廟」条に同様な記述がある。
77. 宋・丁伯桂「（良山）順濟聖妃廟記」（『咸淳』臨安志』卷十三・祠祀三の「順濟聖妃廟」条所収）に「京畿良山之祠，舊傳丞丞商公份尉崇德日，感夢而建。祠臨江滸，前有石橋，經久摧剝。一日里人取凉于橋，坐者滿地。忽有白馬自廟突而出，人悉駭散，橋隨圯，無一陷者。人知神之為也。開禧年間始建殿閣，地偏且陋，觀瞻未稱。歲在丁亥，某調郡辭陛，偶叨留行。因白夕郎陳公卓，割浪錢為倡，貽書鄉之持麾節者，咸遣助。鄉之士友與都人敬神者，竭力效奔走，不避寒暑，隨豐儉捐金錢。次冬首役，移舊殿閣，前架正殿。越春殿成。又次年，門樓廊廡成。塑繪丹雘，几案帷帳，欄榭軒檻，聞者爭施，中外輝燁，規撫粗備。云云。戊子之夏，後殿雷震電掣，龍爪西楹而翔。莆白湖祠，亦告斯瑞，且同其時。又一名鼓作雷聲，轟轟而鳴。豈非先兆歟？祠成，鄉人合詞諗某為述顛末。」とある。
78. 宋・吳自牧『夢梁錄』卷十五外郡行祠の「順濟聖妃廟」条。また，『咸淳』臨安志』卷十三祠祀「順濟聖妃廟」条に「又有別祠在候潮門外，蕭公橋。」とある。
79. 『（至順）鎮江志』卷八・神廟の「天妃廟」条に収録される，李丑父の「靈惠妃廟記」に「妃為莆明神，廟於京江之滸，且十餘年，遷於江口土山龍津之西側。淳祐辛亥閏十月既望越一日壬申經始。初，兩浙轉運司貢士翁戴翼語丑父曰：『嘉熙戊戌，自京遊京口學，妃故宮方輪奐，忽夢以改卜囑。僕心訝且懼，辱命不敢當，妃曰：徐圖之。僕拜而退，覺而識之。』既而瀕江廟果圯，僅存一殿，卜修不兆，卜遷乃兆。既相攸，當受地公家。適今浙東常平使者尚書郎趙公夔夫參謀兩淮大閩，道京口，衆以請。公之子總幹，是夕亦夢如初。公白府給地，工費甚鉅，而樂施亦衆。山示效響石之瑞，川后獻鎖江之錠，人士為之興起。壬子歲，正殿，廟門，西偏集福堂落成，守僧與祀饗者皆有所止。僕時與寓目焉。獻殿前措夾殿，旁翼繚以周垣。規制略定，營繕以次。越七年，翁君書抵僕曰：『昔所欲次第就者，幸不愆於素。獻殿兩廡工師奏功，繪事告備；東廡魁星有祠，青衣師，朱衣吏左右焉；西則奉龍王，而靈威嘉佑朱侯兄弟綴位焉。二朱亦鄉人，生而能神，揚靈宣威，血食於妃宮最舊。是役也，奉命於棲棲之時，踐夢於二十年之後，望不及此，妃實引翼之。願為我記其略。』僕與翁皆妃邑子，且諾於京口，七年矣。既書歲月，又系以詩，俾歌以侑食焉。」とある。
80. 『（嘉定）鎮江志』卷十二倉・本府「軫般倉」条，『（至順）鎮江志』卷十三丹徒縣「大軍倉」条。
81. 『（至順）鎮江志』卷七山水・丹徒縣「土山」条，卷十一「水軍教場」条。
82. 『（正徳）松江府志』卷十五松江郡・上洋「順濟廟」条に収録された元代初期宋渤が撰した廟記。
83. 『方輿勝覽』卷三十四東路の「南海廟」条に，「南海廟 東廟在州東即南海王廟。西廟去城十五里，蓋勅封靈惠助順顯衛妃行祠也」とある。
84. 宋・劉克莊『後村集』卷三十六「聖妃廟」一，二。
85. 金・元好問『夷堅統志』卷二「崇福夫人神兵」。
86. 宋・曾豐『緣督集』卷八戊辰閏月の詩。
87. 『道光』香山縣志』卷一建置志・壇廟「月山古廟」条。黄角山は現在広州南沙区黄閣鎮蓮溪村の月山と言われる。
88. 蔣維鈞，徐曉望は現存の「北仏堂崖刻」，九龍彭蒲岡『林氏族譜』によって，北仏堂は南宋末から聖妃の祠廟に変わったと推測した。（蔣維鈞『媽祖文獻資料彙編』第一輯，頁20，徐曉望『媽祖信仰史研究』頁92～93）
89. 『南雄路志』の祠廟の「靈惠助順顯衛聖妃廟」に「在門外石橋

- 南。本莆田人，死而為神，乾道間顯靈。嘉定庚午，郡守趙公善僕以江西峒寇累犯境內，遣官吏往韶州迎香火，新創行祠於此，以祈護祐。」（『永樂大典方志輯佚』第三冊『南雄路志』，頁2481）
90. 以下は媽祖信仰の傳播路線を描くつもりであるが、實際の傳播活動では單線的な傳播ではなく、発祥地から広がっていくと、祠廟の所在地から別処へ傳播する場合もある。
91. 宋・林光朝『艾軒集』卷六「林晋仲」。
92. 宋・李俊甫『莆陽比事』卷一「閩分八郡，莆有三邑」条，宋・祝穆『方輿勝覽』卷十三「興化軍」条。
93. 王麗歌，姜錫東「宋代福建与両広地区的糧食生産与調運」（『中国農史』2011年1月，頁54～63），曹家齊『唐宋時期南方地区交通研究』（華夏文化芸術出版社，2005年，頁126）を参照。
94. 宋・趙汝適『諸蕃志』卷下。
95. 元初・黃仲元『四如集』卷五「聖壑順濟祖廟新建蕃釐殿記」に「補陀大士之千億化身」といい，聖妃を普陀の化身とした。明初の『正統道藏』には「天上老君説天妃救苦靈驗經」が収録された。
96. 斯波義信『宋代商業史研究』第三章「宋代における全国的市場の形成」，風間書房，1968年。

The Real Situation of Mazu Worship (媽祖信仰) during the Song Dynasty

WANG Yanping

This paper is an attempt to elucidate the real image of Mazu Worship (媽祖信仰) during the Song Dynasty, based on historical materials contemporary with Mazu.

In the early Northern Song, a woman Wu (女巫) who could foresee people's fortunes and misfortunes was born on the island of Meizhou Yu (湄洲嶼) of Xinghua Jun (興化軍) along the coastal area of Fujian. This woman died, and became sacred as Meizhou Shennv (湄洲神女). Also the first temple was built on Meizhou Yu (湄洲嶼). During the later Northern Song, the worship of Meizhou Shennv (湄洲神女) developed by receiving a grant of tablet of Shunji (順濟), and two more temples were built in Putian (莆田) and Xianyou (仙遊) of Xinghua Jun (興化軍).

Entering the Southern Song, the worship of Meizhou Shennv (湄洲神女) achieved a great expansion. For one thing, Meizhou Shennv (湄洲神女) was granted eleven times and the title was upgraded from Furen (夫人) to Fei (妃). In addition, there are totally more than twenty four temples constructed in this period. There are two main features of the spatial distribution of these temples. Firstly, the temples are mainly concentrated on the coastal areas of Fujian (福建), Guangdong (廣東) and Jiangzhe (江浙)/Jianghuai (江淮). Secondly, almost all the temples are located in the towns and ports belonging to the coastal area of the sea or river.

Finally, Mazu (媽祖) is now believed to be a Sea-Godness (海神). However, the spiritual deeds which happened during the Song Dynasty indicate that Mazu (媽祖) was the patroness saint of the local area possessing varied functions, for example, offering for rain or a clear sky, removing plague, foreseeing fortunes or misfortunes, resisting pirates, changing the wind direction of the sea, safeguarding the seaway, protecting naval forces, and defending against tidal waves. For her propagation from the original area to other areas, local scholars, naval forces and merchants have played a role as the main factors.

Keywords : coastal area of Fujian, Mazu worship (媽祖信仰), grant of titles, distribution of temples, spatial propagation